

消費生活に関する事務の追加について

添付資料

1. 消費生活に関する事務の概要について……………	1
2. 東濃西部広域行政事務組合の規約改正日程……………	3
3. 東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び東濃西部 広域行政事務組合規約の変更について【議案】……………	4
4. 規約新旧対照表……………	6

消費生活に関する事務の概要について（案）

1 目的

平成 21 年 9 月 1 日に施行された『消費者安全法』では、消費者トラブルに関して国・県・市の果たすべき事務が明記された。

市単位では、消費生活相談、苦情処理のあっせん等を実施することとされ、この事務を行うため、消費生活センターの設置に努めることとされている。

この消費生活相談を実施するにあたり、課題となるのは有資格者が少なく、確保が難しいということである。また、各市単独ではフルタイムで有資格者を採用するだけの相談件数がなく、パートタイムでの採用しかできない。

今後、消費生活相談に対する住民ニーズに対応するため、有資格者の確保は重要であり、広域組合で嘱託職員として有資格者を募集・採用し、各市窓口での相談体制の充実を図るものである。

2 事業内容

(1) 実施主体 東濃西部広域行政事務組合

東濃西部広域行政事務組合が、消費生活相談員を嘱託職員として採用し、各市窓口での相談業務を行う。

(2) 実施方法

消費生活相談員は、定められた日時に、各市へ出向く巡回型とする。

(3) 業務内容

消費生活相談、苦情処理のあっせん、業者との交渉等を行う。原則、相談の対象者は各市住民とする。

相談予約の申し込みは各市で受け付ける。

(4) 情報共有

消費生活トラブルを未然に防ぐため、相談内容の分類をし、対応策を各市担当職員と情報共有し、職員の対応力向上を図る。

3 今後の展開

・巡回型での各市の消費生活相談窓口の充実

各市消費生活相談窓口に通 1 回以上の専門相談員による相談日を開設。

・消費生活相談の住民ニーズを把握

相談件数や内容を分析し、相談窓口の開設日や消費生活相談員の人数を検討。

・消費生活相談の拠点づくりの検討

住民ニーズが高い場合、常設型の消費生活センターの設立について検討開始。

4 各市の消費生活相談

多治見市	行政職員・相談員（開庁時間）	有資格者相談（月・金：午後）
瑞浪市	行政職員（開庁時間）	※担当職員が随時対応
土岐市	行政職員 2・嘱託職員	H22 から相談員（無資格）を配置

5 岐阜県の消費生活相談

※（ ）内は相談員数

施設名	H18	H19	H20	H21	H22
県センター（9人）	8,047	8,727	6,905	7,030	6,140
西濃振興局（1人）	695	577	379	343	282
中濃振興局（1人）	600	400	345	303	233
中濃事務所（1人）	299	266	219	210	207
東濃振興局（1人）	804	690	564	423	322
恵那事務所（1人）	292	286	239	227	143
飛騨振興局（1人）	353	384	329	260	291
合計	11,090	11,330	8,980	8,796	7,618

平成 22 年度の岐阜県への消費者苦情・相談件数

市名	全体	センター	東濃	恵那	中濃	岐阜市
多治見市	440	294	140	1	1	4
瑞浪市	156	103	49	2	0	2
土岐市	210	157	47	2	1	3

6 予算

東濃西部ふるさと活性化基金の運用益金、岐阜県消費者行政活性化基金の補助金（平成 24 年度のみ）を財源とする。

（概算予算）

嘱託職員報酬等（約 270 万円/年）※報酬・交通費・保険料

消耗品（約 12 万円：1 万円×12 月）

燃料（約 12 万円：1 万円×12 月）

通信費（約 12 万円：1 万円×12 月） 合計 306 万円

※その他費用（研修費用、啓発リーフレット等）

（臨時経費）※H24 のみ

自動車購入（約 138 万円）※バン購入（保険・手数料・重量税込）

パソコン（約 10 万円）

書籍（約 20 万円）

合計 168 万円

東濃西部広域行政事務組合の規約改正日程

(消費生活に関する事務の追加)

平成 22 年 2 月 18 日	臨時幹事会において、消費生活センター業務の広域での対応を協議し、センター設立を視野に入れて検討を行うこととした。
5 月～6 月	担当課レベルで、各市の現状を把握。広域で実施するメリット、デメリットを確認。
7 月 20 日	組合管理者会議において、広域で対応することを確認し、具体的方法を検討することとした。
9～11 月	担当課レベルで相談体制の検討（常駐・巡回）をし、各市への巡回型で実施することで合意。相談件数等を検証し、消費生活センターの設置を検討することとした。
平成 23 年 1 月 17 日	組合管理者会議において、巡回方式による事業を開始することに決定。
4 月～6 月	担当課レベルで、事業実施へ向けたスケジュール確認、巡回方法、業務内容の検討を実施。
7 月 19 日	組合管理者会議において、平成 24 年度から消費生活に関する事務を開始することを最終協議、決定。
7 月 29 日	広域組合全員協議会において説明、協議。
8 月	各市へ関係議案（規約改正）を 9 月定例議会に提出依頼。
9 月	各市議会において議案議決、議決証明の発行。
10 月	各市長協議書の作成、県振興局へ規約変更申請書の提出。
11 月	規約変更許可通知、関係機関等に周知。
平成 24 年 1 月 31 日	広域議会に関係議案（予算等）を提出。
平成 24 年 4 月以降	消費生活相談事業準備、消費生活相談員募集、採用。各市での消費生活巡回相談開始。

議第 号

東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び東濃西部広域行政事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、消費生活に関する事務を追加するため、東濃西部広域行政事務組合同規約を次のとおり変更することについて、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

平成 23 年 月 日提出

〇〇 市長 氏 名

東濃西部広域行政事務組合同規約の一部を改正する規約
東濃西部広域行政事務組合同規約（昭和 47 年岐阜県指令地第 776 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 号を加える。

（8）消費生活に関する事務

附 則

この規約は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

参考資料

○ 提案説明

平成 24 年 4 月 1 日から、東濃西部広域行政事務組合において、「消費生活に関する事務」を共同処理するに当たり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定に基づき、構成市の協議により、東濃西部広域行政事務組合同約（昭和 47 年岐阜県指令地第 776 号）を変更するため、同法第 290 条の規定により構成市の議会の議決を求める。

規約新旧対照表

新	旧
<p>第 1 条及び第 2 条 (略) (共同処理する事務)</p> <p>第 3 条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) 広域にわたる職員研修に関する事務 (2) ふるさと市町村圏基金の設置及びその管理運営に関する事務 (3) 看護専門学校の建設、管理及び運営に関する事務 (4) 青少年の健全育成及び非行防止に関する事務 (5) 広域産業観光の振興に関する事務 (6) 畜犬の登録及び狂犬病予防に関する事務 (7) 東濃地域医師確保奨学資金等の貸付等に関する事務(中津川市及び恵那市から地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 292 条において準用する同法第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき、事務の委託を受けて実施する事務も含む。)</p> <p><u>(8) 消費生活に関する事務</u></p> <p>以下 (略)</p>	<p>第 1 条及び第 2 条 (略) (共同処理する事務)</p> <p>第 3 条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) 広域にわたる職員研修に関する事務 (2) ふるさと市町村圏基金の設置及びその管理運営に関する事務 (3) 看護専門学校の建設、管理及び運営に関する事務 (4) 青少年の健全育成及び非行防止に関する事務 (5) 広域産業観光の振興に関する事務 (6) 畜犬の登録及び狂犬病予防に関する事務 (7) 東濃地域医師確保奨学資金等の貸付等に関する事務(中津川市及び恵那市から地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 292 条において準用する同法第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき、事務の委託を受けて実施する事務も含む。)</p> <p>以下 (略)</p>